

事業者排出量削減報告書

（あて先）京都府知事	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区上鳥羽藁田町1番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） メテック北村株式会社 代表取締役社長 北村 隆幸 電話 0

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	電気めっき業						
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））						
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 21 年 3 月						
基本方針	メテック北村株式会社は、「創造力を集め、より良い製品造りをモットーに自己の総意を尽くして社会に貢献し、私たちの生活環境を豊かにし、知性を高める」という当社の基本方針を基に、全社員の創意工夫により、企業活動の中で地球環境の保全に配慮した行動をします。（環境負荷物質に関する教育及び削減の実施）						
推進体制	社長を責任者とする環境マネジメント組織を構成しており、その中で省エネなどの活動を行っています。						
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容				
	19	生産部門	蒸気ドレン回収システムを導入し、軟水及びガス使用量の削減を行いました。				
	19	間接部門	ハイブリッド車を優先に使用し、ガソリンの使用量を削減します。				
	18-20	生産・間接部門	新規設備品に関しては、省エネタイプのものを選択し購入します。				
	18-20	生産部門	集中生産による生産効率向上及びラインスピードアップで生産能力を拡大します。（生産性5%アップ）				
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （平成17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （平成20）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	報告年度（実績） （平成19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （実績） （%）	
	A 事業所等排出区分	3,194 t	3058 t	-4.3 %	3374.0 t	5.6 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	t	%	
	排出合計	*1 3194 t	*2 3,058 t	-4.3 %	*4 3374 t	5.6 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			報告年度（実績）		
		取組量等			取組量等		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t		(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t		(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(完電量) kwh	(削減量) t		(完電量) kwh	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(熱供給量) GJ	(削減量) t		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	削減量等合計	(購入量) kwh	(削減量) t		(購入量) kwh	(削減量) t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	*1 3194 t	(*)2-(*)3 3058.0 t	-4.3 %	(*)4-(*)5 3374 t	5.6 %		
特記事項	平成17年度と比較し、生産量が加工売上金額で換算しますと約39%の増加となり、それに伴って二酸化炭素の量は5.6%の上昇となりました。但し、加工売上金額（100万円）に対する原単位換算では、平成17年度で1.78だったものが、平成19年度は1.35と約24%の改善効果が得られました。						
連絡先	担当部署						
	担当者氏名						
	住所						
	電話番号						
	ファクシミリ番号						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 （例）グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達を採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。